

(2) 法第8条第1項の規定による認定の申請（1件につき） 次の表に掲げる額。ただし、法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定により申し出る場合は、別表の第5の部(1)に規定する手数料の額を加算した額

区分		手数料の額	
住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	12,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	12,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	20,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	33,000円
住宅性能評価書又は確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	17,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	17,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	29,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	48,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	30,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	30,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	65,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	104,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	44,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	44,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	97,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	155,000円